損害賠償額の決定について 次のとおり損害賠償額を決定する。 2015年(平成27年)9月1日提出

藤沢市長

鈴 木 恒 夫

- 1 損害賠償額
  - 8 4 7 3 9 6 1 円
- 2 相手方

## 3 事故の概要

2011年(平成23年)11月8日,藤沢市立亀井野小学校理科室において,4年生の理科実験時に担任教諭がアルコールランプ転倒時の消火方法の演示実験を行った際,故意に倒したアルコールランプから吹き出た炎により,児童の顔面及び上肢に第2度の熱傷を負わせ,顔面及び上肢に傷跡が残り,心的外傷後ストレス障害等を与えたもの

## 提案理由

藤沢市立亀井野小学校における学校事故に係る損害賠償額の決定をしたいので, 地方自治法第96条第1項第13号の規定により提出する。

## 参 考

地方自治法 抜粋

第96条 普通地方公共団体の議会は,次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。